番号:151173 国名:パラグアイ

担当:農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名:イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための

農村開発プロジェクト(農業技術普及/営農)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:農業技術普及/営農

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2016年4月上旬から2017年2月上旬まで

(2)業務M/M:国内0.50M/M、現地9.83M/M、合計10.33M/M

(3)業務日数:

期間(日数)		
準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	295 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:2月3日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いず

れも提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子 媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014 年 4 月以降契約)>業 務 実 施 契 約 (単 独 型) 簡 易 プロポー ザルの 電 子 提 出 に つ い て)(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 1 6 点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 28点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 12点

⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	農業技術普及・営農に係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国

語学の種類	西語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:なし
- (2)必要予防接種:なし(ただし、黄熱病汚染国を経由して入国する際に、イエローカードの提示を求められる場合があります。)

6. 業務の背景

パラグアイの第一次産業はGDPの3割、輸出の4割を占め、全人口約660万人の約49%が農 村部に居住している(なお、人口の97%は東部14県に集中)。さらに、第一次産業従事者は 就労人口の約29.5%であり、農業はパラグアイの基幹産業であるといえる。この農業人口の8 割は土地所有面積が20ha未満(東部地域)の小規模農家(以下、小農)と呼ばれ、大規模農 家の一人当たり平均所得が年間12,000米ドルであるのに対し、小農は年間360米ドル程度であ る。パラグアイは、貧困度自体が中南米地域では高く(総人口の4割前後が貧困層)、国内貧 富の格差も世界的にみて大きい国であり、2009年のジニ指数53.2は120カ国中17番目の高さ となっている。特に地方部では、水資源、運輸交通などの社会開発面の多くの課題に加え、 セクター別(縦割り) 行政体制における組織内外の調整・連携不足やトップダウンによる行 政体制であるうえに、小農のニーズが行政側に適切に届きにくい状況である。その結果、行 政からの支援は、限られた受益者に対し対処療法的なものしか提供されず、たとえば8割以上 の農家が融資や技術支援の恩恵を受けられていない。このため、政府の農村開発の枠組みを 根本から見直し、セクター間、国家・地方行政レベル間、官民の間で情報を共有し、相互補 完・重複回避に基づくより適切な枠組みに再構築し、開発効果を高めていく必要性が認識さ れるようになり、新たな農村開発の枠組みとして、パラグアイ政府はテリトリアル・アプロ 一チを採用することとした。

これを受けて、JICAは2009年から2011年にかけて開発調査「小農支援のための総合的農村 開発計画(以下、EDRIPP)」を実施し、パラグアイにおける「農村テリトリーの持続的開発 戦略策定のためのガイドライン」の策定支援を行い、その結果、パラグアイ政府は、同ガイ ドラインに沿って、制度改革やテリトリアル・アプローチによる農村開発の実施・促進を行 っていくこととなった。その後、パラグアイ政府は日本国に対し、EDRIPPで提案されたテリ トリーの一部において、テリトリアル・アプローチに基づくモデルプロジェクトの実施を通 じ、パラグアイに適した新たな農村開発アプローチの実施体制構築を目的とする技術協力プ ロジェクトを要請した。これを受けて、パラグアイ政府とJICAは、2011年11月に実施した詳 細計画策定調査の結果に基づき、2012年2月から5年間の予定で「イタプア県・カアサパ県に おけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」(以下、本プ ロジェクト)を開始した。本プロジェクトの目的は、「パイロット事業の成果・経験及び教訓 に基づくパラグアイ版テリトルアル開発手法の創出とその実施体制整備」にあり、テリトリ アル開発のコンセプトである「官民など関連組織の連携」「関連アクターの協働」「ボトムア ップ開発」「地域の人々による地域のための開発」「地域資源の有効利用」などに視座を置い たパイロット事業を実施し、その結果に基づきパラグアイにおいて有効かつ適切なテリトリ アル開発の在り方を検討しようというものである。

プロジェクト活動においては、イタプア県では、2つのテリトリーにおいて、それぞれ「インスタンシア」と呼ばれる5市の連合体が設立され、これまで「穀物(トウモロコシ、豆類)、落花生の種子、自家消費用としての穀物、域内流通用としての穀物の生産と貯蔵)」、「キャッサバ(デンプン抽出工場向けキャッサバ苗の生産)」、「野菜(給食用・域内市場向け野菜の生産流通)」など農業分野を中心とした事業が徐々に始まっている。一方、カアサパ県ではインスタンシアの設立に向けた調整に時間を要したが、長期専門家(参加型開発)が 2015 年 5

月下旬に着任して以降、今まで 11 都市を 1 テリトリーとしていたものを、県の開発計画 (2013-2020) に基づいて、北部 (5 市)、中部 (3 市)、南部 (3 市) に再区分されるに至っている。

本業務従事者が主として派遣されるイタプア県では、2013年の中央政権交代及び組織間連携の困難さなどの影響を受け、「組織間連携活動の不足」「農家に対する技術指導の欠如」、「事業モニタリングの欠如」、「事業ビジョンの関係者への不浸透」などの課題が確認されている。現在、プロジェクトでは、それらの問題を一つ一つ解決していくことを目指し、特に農業分野においては、産地形成及びバリューチェーン構築の具現化に向けた営農改善に取り組み、同取り組みの中でテリトリアル・アプローチ開発のコンセプトを活用することを計画している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、主としてイタプア県でのパイロット事業(野菜、キャッサバ、マテ茶葉、各種穀物等の生産・流通)(以下、イタプア県パイロット事業)を通じて、農業普及員及び技術者に対し、農業生産・流通及び普及に係る指導、助言を行い、他の専門家が取組むテリトリアル・アプローチ農村開発の定着、普及に向けた実施メカニズムを含むモデル作りへの協力を目的に派遣される。なお、必要に応じて、もう一つのサイトのあるカアサパ県での類似の活動を指導し、また、首都アスンシオンの農牧省本省での業務も行う。

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1)国内準備期間(2016年4月上旬)

- ① 本プロジェクトに関係する資料によりテリトリアル・アプローチのコンセプト及びプロジェクト活動の全体的な状況を分析、理解し、担当業務遂行に必要な準備を行う。
- ② JICAパラグアイ事務所及びプロジェクト専門家と協議の上、ワーク・プラン(和文・西文)を作成、JICA農村開発部に提出し説明する。

(2) 現地派遣期間(2016年4月中旬~2017年1月下旬)

- ① 現地派遣期間開始時に、JICAパラグアイ事務所及びプロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P) にワーク・プランの説明を行う。
- ② 各種会議に参加し、生産事業に係る必要な助言を行う。
- ③ 農業技術普及/営農に関する各活動及び実証結果の成果と教訓などを取り纏め、当該分野におけるパラグアイのテリトリアル・アプローチによる農村開発ガイドライン原案作成に協力する。
- ④ プロジェクトが実施する農業分野の各種サービス、資機材調達時の仕様書、現地傭人に係る業務指示書の作成などに関し、業務調整員やイタプア県、カアサパ県に配置されている派遣専門家に対し、当該分野の専門的見地から助言を行う。
- ⑤ 有機農業・減農薬農業による野菜栽培等、付加価値の高い農業生産に係る啓発及び 技術普及を支援する。
- ⑥ 野菜、キャッサバ、マテ茶葉、各種穀物等のマーケットの需要に基づいた生産について、 持続可能な適正技術を特定し、国・県・市普及員等の農業技術者及び裨益者(小農等) に対する技術研修の仕組み構築及び実践を支援する(研修カリキュラム作成と教材の制 作、研修実施に係る指導及び助言等)。
- ⑦ 農業技術普及/営農業務の促進及び成果(生産性や収益性などの定量・定質的な実証データ、支援手法の仕組み化など)の取り纏めをC/Pとともに行うとともに、成果管理のためのモニタリングシステムの構築を支援する。
- ⑧ 生産者組織の形成、機能強化を通じたパラグアイ側の地域農産物の産地形成及

びバリューチェーン形成事業の取組みに対して助言を行う。

⑨ 現地派遣期間終了時に、現地業務結果報告書(西文)を作成、プロジェクト関係者及び JICAパラグアイ事務所に提出し報告を行う。

(3)帰国後整理期間(2017年2月上旬)

① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1)ワーク・プラン(和文2部・西文2部)
- (2) 現地業務結果報告書(西文2部)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文1部)

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上してください。)。航空経路は、 東京(成田/羽田)発アスンシオン往復とし、最も効率的、経済的な経路とします。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
- ① 現地業務日程

現地派遣期間は、2016年4月中旬~2017年1月下旬を予定していますが、派遣期間詳細については、ある程度の調整が可能です。

② 現地での業務体制

本業務の現地派遣期間中に現地で活動中のプロジェクト専門家は以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー(長期)
- イ)参加型地域開発(1)(イタプア県担当)(長期)
- ウ)参加型地域開発(2)(カアサパ県担当)(長期)
- 工)業務調整(長期)
- 才) 生活改善(短期:2016年3月~4月、7月~8月派遣予定)
- ③ 便宜供与内容

JICAパラグアイ事務所/プロジェクトによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア 空港送迎 あり イ 宿舎手配 あり

ウ 車両借上げ 全行程に対する移動車両の提供

エ 通訳傭上 なし

オ 現地日程のアレンジ 必要に応じてプロジェクトがアレンジします。

カ 執務スペースの提供

現地では、現場活動のほか、執務場所としてイタプア県のプロジェクト事務所のほか、カアサパ県及び首都アスンシオンのプロジェクト事務所が利用可能です。

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8424) にて

配布可能です。また、以下の資料がJICAウェブページで公開されています。

① プロジェクト紹介

http://www.jica.go.jp/oda/project/1000476/index.html

② EDRIPPファイナルレポート

http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_708_12041414.html

③ プロジェクト詳細計画策定調査報告書http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_708_12114153.html

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定で す。

①実施時期:2月15日(月)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所:独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法:

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のため の関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所 と常時連絡が取れる体制とし、特に地方での活動においては、現地の治安状況、移動手 段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意願います。なお、作業中における 安全管理体制をプロポーザルに記載することとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を 念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓 口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上